

○中山間地域等において、将来にわたって地域住民が暮らし続けることができるよう、必要な生活サービスの維持・確保や地域における仕事・収入を確保し、将来にわたって継続できるような「**小さな拠点**」の形成(集落生活圏を維持するための生活サービス機能の集約・確保と集落生活圏内外との交通ネットワーク化)が必要。

○あわせて、地域住民自らによる主体的な地域の将来プランの策定とともに、地域課題の解決に向けた多機能型の取組を持続的に行うための組織(地域運営組織)の形成が必要。



➡ 中山間地域をはじめとして、暮らし続けられる地域の維持

# 小さな拠点の形成に資する事業を行う株式会社に対する特例措置 (地域再生法第16条)

## 【背景・目的】

中山間地域等で、雇用創出や生活サービスの提供の場となる小さな拠点の形成に資する株式会社に対する出資について、税制上の優遇措置を講じることにより、地域運営組織の法人化を促進する。

(これまでの税制適用実績は3件。本措置に関わる地域再生計画の認定は6件。)

## 【制度概要】



- ・対象地域：中山間地域等の集落生活圏(都市計画法における市街化区域・用途地域以外の農用地を含むエリア)
- ・会社要件：中小企業、専ら小さな拠点形成事業を行う会社、設立10年未満、常時雇用者2人以上等

※ 適用期限：令和11年3月31日まで

- ・道の駅を核として「小さな拠点」を整備し、地域住民が安心して暮らすために必要な生活サービス機能を集約・確保するとともに、「小さな拠点」と集落を結ぶ交通ネットワークを形成し、交通弱者への支援に一体的に取り組んでいる。
- ・「小さな拠点」の運営については、村や住民が出資する「株式会社 豊かな丘」が行い、施設の管理運営、地域特産物の販売、地域資源を活用した商品開発、イベントや各種体験講座等の企画運営などを行っている。



## 地方創生拠点整備交付金の活用 (H28補正・交付決定額 89,150千円)

道の駅を核として、コミュニティスペースや生活基盤を整えるための商業施設、農家レストラン、農産物直売所、農産物加工所、行政情報コーナー等を集約した「小さな拠点」を整備。



## 小さな拠点税制の活用（H29年度・H30年度）

- ・村の支援を受けて、地域住民が主体となり道の駅の運営会社である株式会社を設立(平成29年12月)。
- ・その後、道の駅を運営する株式会社への投資を後押しするため、「小さな拠点」に資する事業を行う株式会社に対する投資促進税制を活用。
- ・平成30年3月（203名から8,980千円の出資）、平成30年8月（44名から7,110千円の出資）の2回、税制上の優遇措置(寄付金控除)を適用。

## 効果

- ・新たな雇用の創出（約50人を雇用）とともに、農業従事者の販路が拡大し、所得が向上
- ・第6期（R4.6.1～R5.5.31）の売上高は過去最高の3億6900万円を記録
- ・村内唯一のスーパーの運営とともに、「小さな拠点」と全集落をコミュニティバスで結ぶことで、住民の利便性が向上
- ・緑地広場やコミュニティスペースを充実させ、各種イベントの開催により、住民の交流の場を創出